

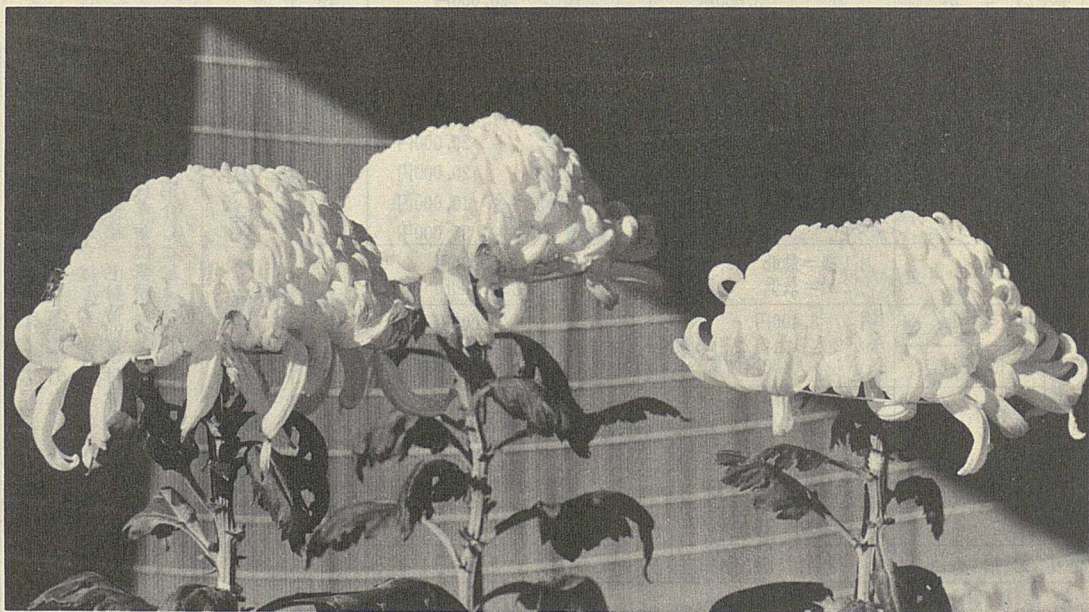
きたら

村の人口と世帯

昭和48年10月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,351	増 1
人口	11,146	増 4
男	5,453	増 4
女	5,693	—

昭和48年11月25日発行 №158号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-42,49,79



菊

今日日本において栽培されているキクは、中国から朝鮮を経て日本に伝わり、薬用植物として紹介されたものが、園芸化されたものです。中国では五千年前、医薬として菊酒（キクを浸した酒）を重陽節（九月九日）にくみ、延命長寿を祈った記録があります。戦国の頃、キクを君子の花にたとえ、その色香が愛されました。キクを高潔隠逸の花とする精神は、古くこの時代より今日に伝えられています。

わが国には、二千年以前に渡来し、平安朝時代に宮中で重陽の宴や菊合わせ（新花をもちより優劣をきそう遊戯）などにより、最初の盛期を見せました。江戸時代中期には、民間にも栽培が普及し、技術もすすみ書物も刊行されて花の観賞のしかたも定まりました。そして関西の大ギク、関東の中ギクとしてその特色を競われ、キク人形の見世物もできました。明治になり、愛好者の団体がつくられ、戦争などにより一時低迷したこともありましたが、栽培の普及と改良に手をつけ、現在にいたっています。

（三ページに関連記事があります。）

今月の紙面

ページ	
2 3	大中引上げされた国民年金 好評だった四日祭 土地投機抑制に
4	「特別土地保有税」新設
5	北浦村議会 定例・臨時会・一般質問
6 10	レンズとともに
11	要小「子供銀行」表彰される
12	

“実”のある国民年金になりました 年金額の大幅引上げ 物価スライド制導入など

種 類	昭和48年12月まで	昭和49年1月から	実 施
提 出 年 金 (保険料を納める年金)	25 年 納 付 月 8,000円	月 20,000円	49年1月から
	10 年 年 金 月 5,000円	月 12,500円	
	5 年 年 金 月 2,500円	月 8,000円	
附 加 年 金	夫婦25年納付の例 夫定額分 8,000円 妻定額分 8,000円 夫所得比例分 4,500円 夫婦で 20,000円	夫婦25年納付の場合 夫定額 20,000円 妻定額 20,000円 夫婦附加年金 10,000円 夫婦で 50,000円	49年1月から
障 害 年 金	月1級=最低 11,000円 月2級=最低 8,800円	月 25,000円 月 20,000円	49年1月から
遺 族 年 金 (遺族が受ける年金)	母 子 年 金 月 8,400円 子が2人以上のときは第2子から1人400円加算	月 20,000円 子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算	49年1月から
	準 母 子 年 金 月 8,400円 子が2人以上のときは第2子から1人につき400円加算	月 20,000円 子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算	
	遺 児 年 金 月 8,400円 子が2人以上のときは第2子から1人につき400円加算	月 20,000円 子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算	
	か 婦 年 金 老齢年金の半額	老齢年金の半額	
死 亡 一 時 金	10,000円～52,000円	17,000円～52,000円	
老 齢 福 祉 年 金	月 3,000円	月 5,000円	48年10月(加算額は四九)
障 害 福 祉 年 金	月 5,000円	月 7,500円	
母 子 福 祉 年 金	月 4,300円 (子が2人以上いるとき第2子から1人400円加算)	月 6,500円 (子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算)	
準 母 子 福 祉 年 金	月 4,300円 (子が2人以上いるとき第2子から1人400円加算)	月 6,500円 (子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算)	
本 人 所 得 制 限 扶 養 義 務 者 所 得 制 限 6 人 世 帯 公 的 年 金 受 給 制 限 金 年 金 戦 争 一 般	年 38万円 年 250万円 中尉まで全額支給 年 6万円	年 43万円 年 600万円 大尉まで全額支給 年 10万円	48年5月 48年10月 48年10月 49年1月
老 齢 特 別 給 付 金		月 4,000円	49年1月

受けられる年金等の額

国民年金制度の改正案が、このほど国会で成立しました。これにより年金・給付の額の大幅な引上げ、物価スライド制の導入、五年年金の再加入をはじめ、福祉年金の支給制限緩和や、二級障害福祉年金の支給、老齢特別給付金の新設などが行なわれることになり、国民年金は素晴らしい制度に改善されました。ここでは、その一部を紹介しましょう。

【拠出年金】 物価にに応じて 年金額の引上げを

国民年金は、国民の生活水準等の変動に応じて、五年に一度は年金給付の額の改正をはかることになっていますが、今回の改正でさらに消費者物価指数が年に5%以上上がったときには、これに見合せて年金の額を引上げることになりました。

これで将来にわたって安定した年金の価値が維持されることになったわけです。

給付の改善で 保険料も改定

拠出制の国民年金は、加入しただけでは年金は受けられません。保険料を納め忘れたり、怠ったりすると、せっかくの給付が受けられなくなってしまうのです。

この保険料にも、任意加入・強制加入の別や、年齢にかかわらず、国民年金に加入した人は必ず納めなければならない「定額保険料」と、より多い年金を受け取るために上乗せして納める「附加年金保険料」(従来の所得比例保険料)があります。いづれも昭和四十九年一月分から次のように改定されます。

●定額保険料

月額九〇〇円に
(十二月までは五五〇円)

●附加保険料

月額四〇〇円に
(十二月分までは三五〇円)

●未納保険料の特別 納付が認められます

国民年金の保険料は、納めずに二年間を経過したものは、その後納めたくても納められない建前になっていましたが、今回の改正で、昭和四十九年一月から昭和五十年十二月の二年間に限り、納めることができなくなった過去の未納保険料を、月額九〇〇円の割で納めることができるようになりました。未納保険料のある方はぜひこの機会に納付を。

●奥さんも附加年金保険料が納められます

いままでの所得比例保険料は、

× × ×

に役場の窓口で手続きを

してください。

保険料は、昭和四十五年

六月分から、一月九〇〇円

の割で納めることになり、

さらに今後昭和五十六年六月

三十日まで合計五年分の

保険料を納めると、昭和五

十年七月分から五年年金が

受けられることになりま

す。

【福祉年金】 二級障害福祉年金 を新たに支給

障害福祉年金の支給対象が拡がり、二級障害の人にも支給されることになりました。支給額は老齢福祉年金と同額ですが、実施時期は未定です。

提出制老齢年金が受けられなく、しかも満七十五歳(障害者は六十五歳)になるまで老齢福祉年金の恩恵も受けることのできない老人たちに、今度の改正で「老齢特別給付金」が支給されることになりました。

これは、明治三十九年四月一日以前に生まれた人で、国民年金の提出(保険料納付)が開始された昭和三十六年四月一日に、五十五歳をこえ、現在、六十七、八

新たに 老齢特別給付金 月4,000円

九歳台の老人にも、年金を支給しようというもので、昭和四十九年一月から月に四千円の老齢特別給付金が支払われることになりました。受給資格のある方は、役場の国民年金係にお問合わせください。

表紙によせて

小貫菊の会

会場に近づく、なんともいえず香がたただよう。ずらりならんだ二百五十鉢の菊が、色とりどりに咲ききそっている。

北浦村では唯一のこの会。小貫菊の会(本沢治右衛門会長)と称して、菊の栽培にとりくんでいられます。

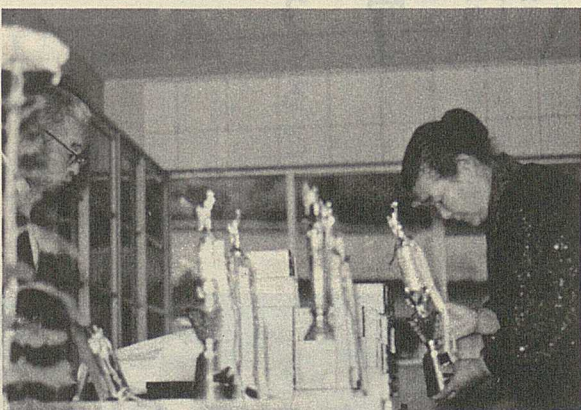
昭和四十三年に結成されて以来、会員も倍増して、今では四十七名を数えるようになりました。自己研究や会の研究が主だということ

で、いろいろ苦心されたそうです。が、技術も向上し、現在では、自信を得られるまでに成長しました。この四日には、小貫小学校において品評会が開催されました。一年間の努力が、一輪一輪に、批判となり、苦勞話となり、賞賛の声としてよせられ、ほんとうに菊を愛する人の姿がありました。会長さんに、今年のいきぐあいはどうですかと聞くと、今年はいいいです、よ、ということばがすぐ返ってきました。

なお、この一日には、この会の活動が、県より「花いっぱい運動」の努力賞として表彰をうけています。みなさんの中にはお気づきになった方もおられると思います。が、品評会のあと、役場や公民館にかざられみんなの目を楽しませてくれました。

▲表彰をうける

稲田 よし さん



好評だった四日祭

社会の中には、いろいろの仲間があり、また数々のグループがあります。農業に生きる青年男女には四日クラブという会があり、活動を行なっています。

そこで、先日行なわれました四日祭のようをレポートしました。

「村執行部と対話」 農業の行方はどうなるか

人気は演芸会・安い農産物展示即売会

十月二十・二十一日の二日間にわたり、北浦村公民館において、村内の各四日クラブの合同による四日祭が行なわれました。

四十三年に四日クラブが発足を、今年で五周年を向かえました。現在村内には八つの四日クラブがあり、約百二十名の会員で組織し、二十五才以下の青年男女がそれぞれのクラブにおいて活動を行なっています。

そこで、発足から現在に至るまでのクラブの歩みや活動状況をまとめるとともに、お互いの会員の交流を図り、自分達のできるものを発表して、広く村民のみなさんにこの姿というものを知らせてもらおうということで計画されました。二日目は、雨にたたらはれしましたが、日曜日とあって、小学生や近所の主婦の姿もみえ、盛大に、また好評のうちに終わりました。公民館内には、いろいろな催物や展示コーナーなどが設けられました。発足からの歩みとクラブの



寸劇

「ふるさとの女」より

は、「これからの北浦村について」というテーマで討議がなされました。村の執行者として勢司村長ならびに産業課長（代理）および、野原農業委員会、そして河野議長・内田（泰）議員・店曲議員が出席し、五十名の四日クラブ員をして進められました。毎日、土とともに生きる者にとって、これからの農業はどうなるのか、村ではどう考え、どのような計画があるのかと、現在村において進められている農振法を中心に、活発な討議がなされました。

農業とともに生き、自分の道に向ってひたすら前進する4日の姿です。

出されれば来年もまた、何かの形でこのような会を催したいという会長さんの話でした。



▲さあ一買って買って!!

新しく土地税を

土地投機の抑制がねらい 「特別土地保有税」

一、課税団体

特別土地保有税は、土地所在の村（市・町）が課税します。

二、課税物件

- (1) 土地の保有に對しては、昭和四十四年一月一日以降取得した土地。
- (2) 土地の取得に對しては、昭和四十八年七月一日以後取得した土地。
- (3) 土地の取得については、有償無償を問わず課税されます。
- (4) 取得の原因は、売買、交換、贈与、寄付の別は問いません。
- (5) 基準面積以上を取得し、申告期限には所有していない土地であっても、取得分の課税対象となります。

三、納税義務者

- (1) 土地の保有については、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地の所有者です。
- (2) 土地の取得については、昭和

四十八年七月一日以後に取得した土地取得者です。

四、課税標準

- (1) 課税標準は、土地の取得価額です。
- (2) 売買した土地にあつては、その売買の金額、売買の手数料、その他売買に要した費用を加えた金額です。
- (3) 贈与、交換等による場合は、通常その土地を取得するため要する価額となります。

五、税率

- (1) 土地の保有に對しては百分の一・四％。
- (2) 土地の取得に對しては百分の三・〇％。

六、税額の計算

- (1) 土地の保有については、課税標準額に百分の一・四％を乗じた額から、その土地の固定資産税額を差引いた額が税額です。

七、免税点

- (1) 保有分は、毎年一月一日現在において一萬㎡以上の土地を保有するときは、その年の五月三十一日まで。
- (2) 取得分は、毎年一月一日前一年以内に一萬㎡以上の土地を取得したときは、その年の二月末日まで。
- (3) 取得分は、毎年七月一日前一年以内に一萬㎡以上の土地を取得したときは、その年の八月三十一日まで。
- (4) それぞれの期日において該当する場合は、申告書を提出すると共に申告した税額を納税

六、税額の計算

- (1) 保有分について、課税標準額に百分の三％を乗じた額から、不動産取得税を差引いた額が税額です。
- (2) 取得分については、一月一日現在において、一萬㎡以内の土地（一）の合計面積が一萬㎡未満の場合は課税されません。

九、非課税の土地

- (1) 固定資産税または不動産取得税の非課税土地は、保有税において課税されません。
- (2) 特別法の適用により村内に建設した工場は、非課税の申請により適用がうけられます。
- (3) 農業経営者が取得した農業経営拡大のための農地は課税されません。

十、保有税の算式

- (1) 保有分の税額算出
税額Ⅱ（毎年一月一日において所有する土地の取得価額の合計額）×税率Ⅰ・四％Ⅰ（これらの土地の固定資産税課税標準額）×税率Ⅱ・四％。
- (2) 取得分の税率算出
税率Ⅱ（毎年一月一日または七月一日前一年以内に取得した土地の取得価額の合計額）×税率Ⅲ・〇％Ⅲ（これらの土地にかかる不動産取得税標準額）×税率Ⅲ・〇％。

十一、その他

- (1) 特別土地保有税の納税該当者として調査決定した場合は、申告書、納付書を送付します。
- (2) その他特別土地保有税については、税務課までご相談ください。

第七十一国会において成立した、地方税法の一部を改正する法律によって、新たに土地税制として「特別土地保有税」が村税として創設されました。

昭和四十四年の税制改正で個人の土地譲渡益課税の優遇措置によって放出された土地は、法人等によって必要となつて投機的に保有される現状から、社会的要請である土地投機を抑制することを主眼として、一萬㎡以上の土地の保有、取得に對し保有課税の強化により、管理費用の増大を通じて、昭和四十四年以降取得した土地の有効利用と、供給促進を目的とした税制です。次にこの特別土地保有税についてお知らせします。

北浦村議会

昭和四十八年北浦村議会第三回定例会は、九月十七日から九月二十一日までの五日間にわたり行なわれ、一般会計補正予算及び小貫小屋体の工事請負契約の締結など七議案について審議されました。

つづいて、十月六日には第三回臨時会が開かれ、柔剣道場の工事契約についての審議がなされ、すべての議案について原案どおり可決しました。その主な点と定例会の最終日に行なわれた一般質問の要旨をあげました。また、各常任委員会の研修が行なわれ各分野において、活動がなされています。

定例会

- 昭和四十八年度北浦村一般会計補正予算について（歳出内容）
 - 鹿行地方広域市町村圏事務組合負担金 三、七六七千円
 - 小・中学校工事請負費 七、〇八九千円
 - 基幹農道舗装整備設計委託料 一、八四〇千円
 - 換地事前調査事務臨時雇用賃金・外 七九六千円
 - 全村濃密整備計画調査委託料 七〇〇千円
 - その他 二、七八一千円
- これで一般会計予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一六、九七三千元を追加し、

歳入歳出それぞれ六九六、一七四千円となりました。

●小貫小学校屋内運動場建設工事請負契約の締結について

九月十三日指名競争入札により契約し、次のように決定しました。目的、小貫小学校屋内運動場建設工事

金額 三五、五〇〇千円
相手 鹿島郡鉾田町鉾田 東野建設株式会社

臨時会

- 北浦村民衆柔剣道場建設工事請負契約の締結について
- 十月二日の指名競争入札により次のように契約決定されました。目的 北浦村民衆柔剣道場建設工事
- 金額 一九、五一〇千円
相手 北浦村大字三和 須賀工務店
- 代表者 須賀光尾

完成は来 年 二 月 末 日

◀ 工事の進む小貫小屋体



▶ 柔剣道場起工式



常任委員会研修内容

- 総務委員会
・7月25・26
・協和町・大字町
・役場庁舎のあり方について
- 教育厚生委員会
・8月7・8日
・福島県相馬郡鹿島町役場
・青少年対策について
・福島県相馬郡小高町
・老人いこいの家の運営について
- 経済委員会
・7月2日・3日
・千葉県香取郡栗源町農協
・家畜ふん尿の土壌還元事業について
- 建設委員会
・7月4・5日
・千葉県安房郡鋸南町役場
・道路改良舗装等の直営工事方式について

一般質問

干害対策および土地改良事業の推進について
原 一二三議員

まず、干害対策についてご質問いたします。ことしの干ばつは、その規模、期間とも近年に例をみない大きいものといわれておりまして、茨城県におきましても、その被害の総額は、四十二億円以上といわれ、実際には、これ以上でなからうかと考えられるわけであります。

近年までの農業は、自然を相手にした産業であるために、特別な措置がとられていない地域とくに畑地等につきましても、打撃はまことに大きいものがあると思われまして、各人遅ればせながら深井戸を掘るという状況がみられておりまして、本村全体からみまして数多くの深井戸が掘られているのではないかと思います。

これに對しまして、村当局といまして、補助ということにつきましても、どのようなお考えであるのか、お聞きいたします。

産業課長 ことしの干ばつの被害につきましては、ただいまご発言のあった通りでありまして、県におきましても、ご承知のように農業災害特別措置条例によりまして融資が考えられておりまして、村としましては被害状況調査に合わせまして、生産団体の意向等も聴

取したのであります。こういう被害に對しての融資は必要ないということから、このことについては、村としては助成措置は考えておりません。したがって、ご質問にありました畑地かんがいに對する深井戸の補助については、従来は土地改良区あるいは水利組合等で共同施行の場合、応分の補助をしております。

ご質問の個人施行については、土地改良事業に準ずるような事業内容でありまして、助成の対象としておりません。したがって、今後は、生産団体の育成、あるいは協業などを推進する中で、今後ともかような方針でのぞみたい、と考えております。

原 一二三議員

そうしますと、個人施行ということに對しては、何ら考えていないということですね。そうすると例え、干害対策の深井戸の問題はもちろんでございますが、暗き排水などについても、個人ではだめなんだということであり、なおかつ面積が一ヘクタール以上でなければだめなんだという規定にしばられますと、私はきわめてまずいと思います。例えば、共同施行ということであっても、実質的には何ら補助の対象にしないようなものでは、ないかというように、事業が対象になり、なおかつ、個人的になりますと八〇アールであれば一ヘクタール未満であるということに該当しないという例が見受けられますので、その内容等によりましてはやはり産業課は実態を把握いたしまして、そういうことにより若干でも補助対象にするというところでお進みいただきたく、

と要望するものであります。

第二点の土地改良の問題であります。この点につきましては、北浦湖岸の築堤の問題がございまして、当然湖岸を主体としてはじめるということでありまして、これは当然と思われることであり、これは第一番として吉川地区が現在計画にのせられ進められているということは、私もよく存じております。その計画の状態は、実際にどういう状態であるのか、あまりにも計画が進捗しない場合には、ただ単にそのままにたわわれるということとなくして、武田川の流域であるとか、あるいは山田川の流域といった地域に對しまして、計画を進めてはどうか、というように考えももっているようなわけでありまして、土地改良事業の、現在の状況と、その見通しにつきまして、お聞きいたします。

産業課長 土地改良事業につきましては、ご承知のように、部落座談会等によりましてご了解いただき、推進員等も選出しいただいて、九〇割にのぼる同意を得て調査設計の段階に入ったわけでありまして、

今年度の主な事業につきましては、過般、減水深などの計画を関係地区十ヶ所に設置いたしまして、稲の刈取りと同時にその作業を終了し、そのデータを土地改良事務所に送致したわけでありまして、その後の事務につきましては、換地の事前調査の業務の委託を受けて、今日より臨時職員二名を配置しまして事業遂行につとめているわけでありまして、この事務は、来年の三月まで進められるわけでありまして、

なお、霞ヶ浦開発関連事業として、築堤工事が進められているわけでありまして、ほ場整備の関連については、用排水機の補償交渉あるいは、山田川、武田川河口に對しての水資源開発公団との打合せを待つべき部分があるやに聞いております。そういった、打合せのための会をもちたい、さらには県土木課におきまして、一級河川の関係もございまして、それらの河川改修との関連もあるかと思っております。そういった計画に對しての打合せを開きまして、その土地改良事業との調和を図るよう考えてまいりたい、と考えております。

ほ場整備事業の実施については、さきほど申し上げましたが、推進員を選出していただき、当初調査設計に参加するという同意書とりまとめのみをお願いしてありまして、今後、今回の補正予算のご承認が得られれば、推進員の協議会等を開きまして、いままでの経過と、今後の事業内容についてご報告を申し上げ、ご協力をちょうだいしたい、と考えております。

現在、調査設計の段階で仕事を進めている範囲は、穴瀬金上から築昌まで、吉川地区は調査の対象になっておりません。

武田川、山田川流域のほ場整備を計画してはどうかとありますが、これも、村長の基本方針にあります通り、第二次計画でそのような計画をもちたいということでありまして、今後、河川の改修等との関連がありまして、それらの打合せ会を実施いたしました後、それらの地域についても考慮

したいと考えております。

原 一二三議員

昨年、農業委員会が実施しました村民の意向調査によりまして、農業生産基盤の整備ということが強く要望されております。この実施の段階になっておりますが、いろいろな要望が多かつたということ、それに武田川沿線におきましては、河川の屈折がきわめて多いものですから、これを併合いたしまして河川の改修をしてほしいというような要望が多かつたわけでありまして、こうした生産基盤に對する基本的な工事ということを、強く要望し、質問を終わります。

横田修平議員

まず、北浦ゴルフ場建設計画についておたずねいたします。

ゴルフ場建設計画は、最近、異常なものがあつて、毎日のように新聞紙上ににぎわして、他人ごとでなく、一般住民にとつて、大きな期待と同時に何か不審なものが入り混じつた感情で、その成行きを見守っているような現状であります。このゴルフ場建設については、我々議員もいたしまして、これまで三回ほど簡単な説明は受けてきましたが、当北浦村は、大自然が完全に保たれたスプロール現象が起きていない自然豊かな公害のない、人間生活の上での環境のよい立地条件を大事にし開発を進めて行くという原点に立つて考えれば、公害のない第三次産業であるゴルフ場建設は、住民にとつても、当局としても、財政上に大



▲ 11月16日、冬の火災シーズンにそなえ、消防力の強化をと、成田第4分団第2部と小貫第3分団第1部に、最新鋭の可搬式動力ポンプが配置されました。さっそく、16日に入魂式を行ない、防備につきました。これを使用しなくてもすむよう、火気に充分気をつけましょう。



▲ 11月4日、5週間続いた雨の日曜日、この日はからりと晴れ、青空のもとで、お父ちゃんソフトボールとママさんバレーボールが行なわれました。すっかりおなじみになったこの行事、子どもさんに応援されてハッスルしました。結果は次のとおりです。

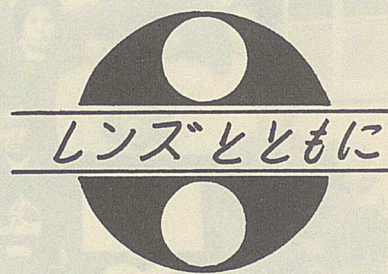
ソフトボール		バレーボール	
優勝	津澄B	優勝	新城
準優勝	小貫	準優勝	要
第三位	要	第三位	津澄



▲ 11月18・19・20日、今年も3日間にわたり、地区別に敬老会が行なわれました。村で用意したバスに乗ってこられた、おじいちゃん、おばあちゃん。村長・来賓の方のあいさつに続き、お年よりの代表の方から謝辞がのべられました。その後、演芸会が行なわれ、楽しい一日を過ごしました。



▲ 11月5日、第1回北浦村社会福祉協議会が、村内の福祉関係者が一堂に集まり、社会の情勢にあった地域住民福祉の向上を期そうとして行なわれ、顕彰や意見発表・講演などがありました。



でも購入したいと思っています。

辺田直義議員
予算がつか次第という答弁でありましたが、当初予算にとられていたものを、ここで削減するというのは、非常におかしいのではないかと考えるものであります。なおさら、さきほども申し上げましたように、視聴覚の教育は、非常にやらなければならないという現状でありまして、これは削減どころか追加予算をもつてもやらなければならないという現状であります。その点について、お考えをお聞かせ願います。

教育長 私、この問題は考えているものでありまして、財政当局とよく話し合いをいたしまして、早急に解決をしたいと思っています。鹿行大橋の中ぐいについて

辺田直義議員
次に、鹿行大橋の中ぐいについて質問します。

前回の定例会で、鹿行大橋の中ぐいを取り払ってほしいというところで、私が質問した結果が未だ返答がありません。また、その対策も何ら講ぜられない現状であります。あの橋につきましては、おそらく県といたしまして、大型車が通れるような橋に、最初からつくったものと私は考えるものであります。それを、中で規制するという現状は、どのようなことになっているのか、早急なご回答をお願いいたします。

村長 この問題につきましては、先ごろの議会においても、要請があったわけでありまして、その際にもお答えしたかとは思いますが、重量の自動車を通す

ということ、橋げたがそれに耐えないということで規制されたわけでありまして、第一回の要請に付きましては、郵便車を通れる程度ということで、中ぐいがうたれたわけでありまして。

議会にもたびたび、そうした問題があります関係で、八月六日に県議会の建設委員が、八月六日に、当地方の町村長の要請を受けて、ただいまの質問の内容と同じことを申し上げたのでありますが、県の仕事でありまして、町村から簡単に要望したわけでは、そのくいは、ぬくことができない、この問題は、新しく橋をつくるということについて解決がつくのではないかと、それにはまず、国の予算によって行なわれなければならない仕事でありまして、ただいま鹿行二部の全体の構想をいたしましては、白浜・津賀間の橋をつくるという線に進んでおりますので、鹿行大橋の建設運動はさしひかえていただきたいという状況であります。

まず、この問題については、現在、今の程度でがまんしても、うほかないのではないかと、考えております。

辺田直義議員
ただいまの答弁によりまして、しばらくの間がまんしてほしい、ということでありまして、この橋を設計した時点では、大型車に対して十分耐えられる、建設されたかと思えます。これは、中間にも大型車にも十分耐えられる待避所があることからも、明らかであります。そのような事態において、ただ、中ぐいで規制する

ということ、県としても、再検討しなければならない問題であると考えられるのであります。その点、県の方へ要望していただきたいと思います。

村道舗装について
辺田直義議員
次に、村道舗装についておたずねいたします。

現在、村道舗装については、着々と進んでいることは私がいうまでもありません。そこで、現在、村道の何パーセントぐらい舗装化されているか、おたずねいたします。

また、その舗装された部分、また改良された部分を、北浦村の地図によく明記されまして、議員あるいは区長に配布していただきたいと思います。

また、この舗装が、部落によってもばらばらでないか、というところがあると思います。このような状況において、村内の円滑な道路舗装を実施していただくために、その地図によって検討いただければ重要な材料になるかと思えます。

建設課長 現在、北浦村の道路総延長は約五八〇メートルあります。このうち、改良済みが六七メートルあります。この舗装率は、全体からみて、七割であります。改良済み延長からみますと、六〇・八割であります。

今年度舗装予定の延長は約一〇〇メートルありますので、今年度末には約八割になる予定です。

さらに、道路図の配布につきましては、早速つくって、配布したいと思っています。

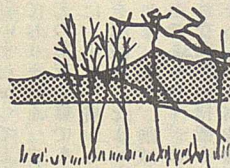
辺田直義議員
村道舗装延長は、わずか八割というところでありますが、このままの状態では、これを全面舗装するには何十年という期間がかかるかと思えますので、これを促進すべく何らかの対策を講じて、例えば部落の負担とかの方法により、何年か短縮して全面舗装を実現させるよう、要望するものであります。そういう対策が講ぜられるかどうか、うかがいます。

建設課長 ただいまのご質問であります。現在実施しております舗装関係の費用は、七十五割が起債でありますので、その対象となるのが、中員四・五割以上の道路であります。そうした関係で、舗装率の向上は、微々たるものであります。年々向上しております。

水田取得について
辺田直義議員
次に水田取得についてうかがいます。

水田取得については、本年度に利用しないと用地の取得に困るということですが、そのような制度を十分に活用され、庁舎の敷地とか、村民運動場の敷地なども必要ではないかと思えます。このような取得を利用しまして、公共用地の取得に全力を尽くしていただきたいと思いますが、これについてお考えを、お聞かせ願います。

村長 たしかに、水田取得によって、いろいろな公共用地を取得することは、私どもも日ごろ考



毎月
第三日曜日は
家庭の日です

要小「子供銀行」に

大蔵大臣 日銀総裁 の表彰

小遣いを節約しながら貯金することを通して「金銭教育」を浸透させようという「子供銀行」は、昨年までに県内には、小学校四百十校（六八・一％）、中学校百七校（五一％）で開校されています。この中であって、要小学校が、長年に渡る事業の推進と、その内容が認められ十月三十日に大蔵大臣ならびに日銀総裁から表彰されました。



▲ 表彰状とタテを手にする委員

要小学校では、五・六年生から七人の委員を設け、集金や運営を行なっています。毎月三日間、低中・高学年別に貯金日が決められており、この日には全員が貯金をしています。年々貯金額も多くなっているように感じられます。

●年賀状は早く
12月15日から受付。
12月22日頃までに。
1 年賀状は、次の区分ごとに束ねて出してください。
(1) 東京都内
(2) 茨城県（北浦村を除く）
(3) 他府県
(4) 北浦村内
2 あて名は肩書きまで、完全に書いてください。
3 お年玉つき以外のはがきの年賀状は、一通ごとに表面左側に、「年賀」と赤で書いてください。
4 郵便番号は正しくはつきりと書いてください。
5 郵便番号を書けば、都道府県名は省略できます。
※郵便局の窓口で「年賀」のゴム印が用意してあります。
●年末小包は12月15日ごろまでに
出して下さい。
「小包の包装はしっかりと」心のこもった贈り物も、こわれおりました。腐ってはいけません。内容品が小さいからといって、小さな包みにされる必要はありません。小包料金は、重量により左右され（最高六kg）、形は一定の大きさまでは、料金に関係ありません。（長さ、幅、厚さの合計が一m、ただし、最高は一・五m以内で送れ、一mを超え一・五m以内は、料金が五割増になります。）

郵便局からのお願い

内容品にみあう材料で、次のようにしっかりと包装してください。
●ガラス製品や陶器、磁器の類
(1) 内容品相互間及び箱との間の摩擦や衝撃を防ぐため、紙、綿、かんなくずなどを詰めこんで包装する。
(2) 箱は金属や木製、丈夫なダンボールを使用しひもをかける。
●みそ、梅干、つけ物類
(1) 厚手のポリエチレン袋に納入し、量が多いときや、重量が重いときは、小口にわけ、納入口をしつかり結ぶ。
(2) 外装との間には、万一袋が破れても完全に漏れ出物を吸収できるような適当なもので包む。
●果物、きのこ類
(1) 内容品の周囲を、かんなくずなどで衝撃をやわらげるようなもので包む。
(2) 丈夫な箱に納め、箱には通気孔を設ける。

善意

津澄地区老人会より、津澄小学校へ、竹ぼうき三十二本とぞうきん百八十一枚が寄贈されました。日ごろ皆さんが、丹精こめてつくってくれたものです。ありがとうございます。

看護職無料職業紹介

（就あっせん）のお知らせ

茨城県助看保協会では、九月一日から茨城県看護婦等無料職業紹介所を開設し看護職員確保を図り、県民の福祉に貢献するため、看護婦（士）、准看護婦、（士）保健婦、助産婦に対し職業紹介ならびに看護業務に関する相談を行なっています。

有資格者に対し希望に添える職場を無料で紹介するとともに、看護職員不足に悩む県内医療関係機関など、人を求める方々についても、常備、日勤パート等雇用条件に適合するよう無用であつせんしていただきます。

■申込み方法は原則として本人が当所へおいでになって備えつけの用紙に所定の事項を記入してください。

（求職の場合は、履歴書、戸籍抄本又は、住民票の写し及び免許証を持参すること。）

■受付日および時間は月・金曜日 前九時半～後四時半 土曜日 前九時半～前十一時 休日 日曜および祝日

■費用 取りあつかいは一切無料です。■茨城県助看保協会は、水戸日赤隣りにあります。

水戸市三の丸3-12-59 水戸（二一）六九〇〇番